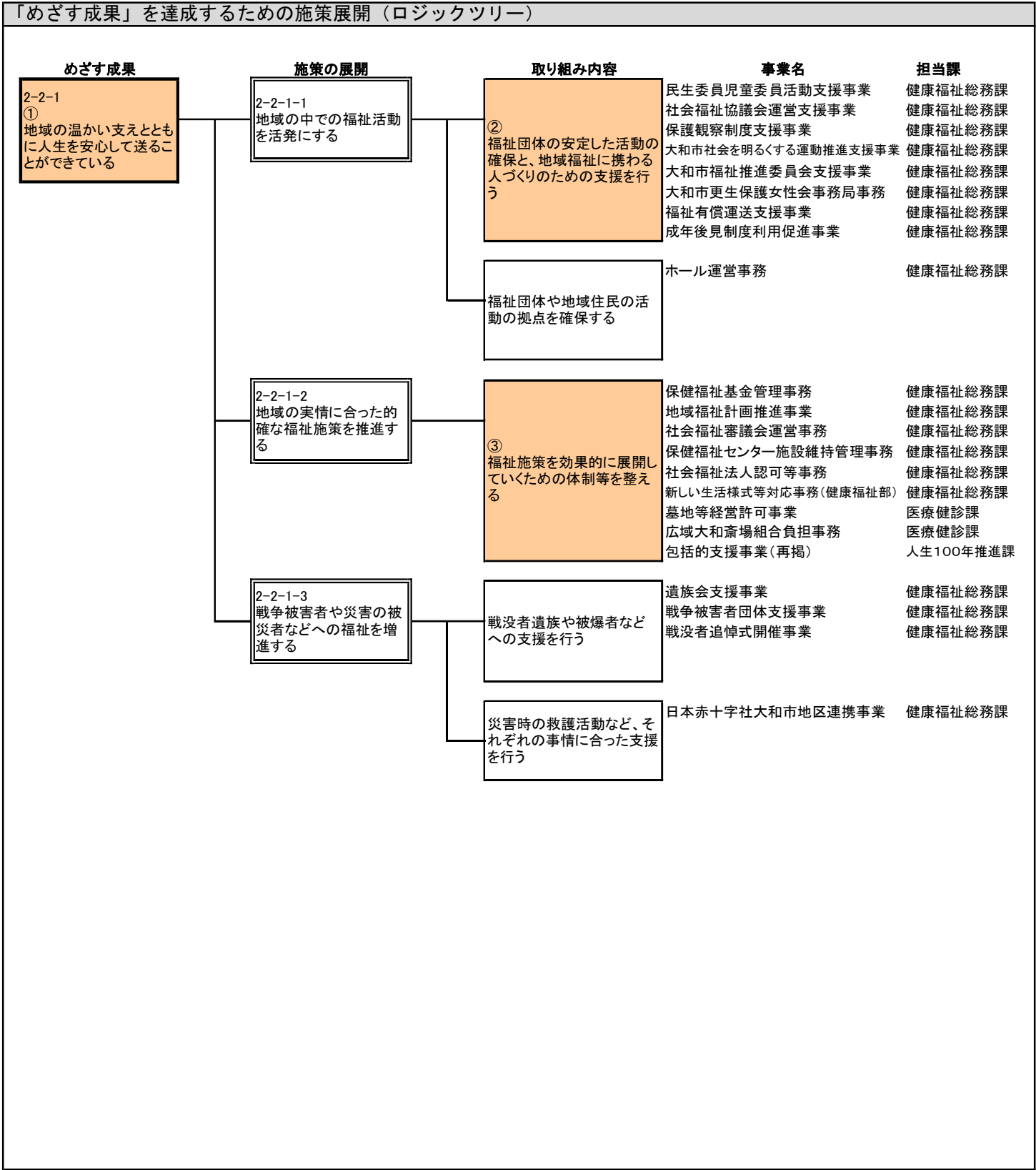


令和３年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
健康領域	人の健康	
基本目標	2	一人ひとりがささえの手を実感できるまち
個別目標	2－2	助け合い、共に生きる福祉のしくみづくりを推進する
めざす成果	2－2－1	地域の温かい支えとともに人生を安心して送ることができる
	2－2－2	社会保障のしくみが安定的に維持されている



所 管 部		健康福祉部				
【成果を計る主な指標】						
指標の名称		前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）				
		計画当初値	実績値 （Ｒ１）	実績値 （Ｒ２）	中間目標値 （Ｒ３）	最終目標値 （Ｒ５）
①	地域に支え合う人のつながりがあると思う市民の割合	４３．９％			４８．５％	５０．０％
②	民生委員・児童委員充足率	９９．３％	９４．６％	９５．７％	１００．０％	１００．０％
③	協議体の設置数（累計）	４箇所	５箇所	５箇所	７箇所	８箇所

【令和２年度までの主な取り組み内容及び今後の方針】		
施策の展開	主な取り組み内容	今後の方針
地域の中での福祉活動を活発にする	■ 民生委員児童委員の活動に対して支援を行いました。 ＜R2年度実績＞ 民生嘱託員※ ¹ 報酬対象者数（延べ人数）：3,150人 民生委員推薦会※ ² 委員報酬対象者数（延べ人数）：21人 民生委員児童委員協議会部会開催回数：6回（児童委員部会・生活福祉部会・広報部会） ※１：民生嘱託員とは、地域住民の実情を把握し、必要な相談支援を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的に設置され、市長が民生委員の中から委嘱します。 ※２：民生委員推進会とは、市に設置され、民生委員・児童委員として適切な人物を県に推薦する会議体です。（その後、県知事から厚生労働大臣に推薦され、最終的に大臣から委嘱されることで民生委員・児童委員となります。）	■ 民生委員児童委員は、民生委員法に基づき、地域の見守り役として非常に重要な役割を担っており、その支援については継続的、積極的に行っています。 ■ 民生委員のなり手不足が直近の課題です。 ■ 新型コロナウイルス感染症の収束の見えない中、感染拡大防止と民生委員活動の両立を目指した取り組みを進める必要があります。
地域の実情に合った的確な福祉施策を推進する	■ 墓地に関する手続き等の問い合わせに対して、墓地埋葬法等に基づき、適切に対応しました。 ■ 4市（綾瀬市・海老名市・座間市・大和市）で構成する広域大和斎場組合に対し、斎場運営費の一部を負担することで運営の安定化を図りました。 ■ 高齢の方が住み慣れた地域にいつまでも住み続けていけるよう、市内５か所に協議体を設置しており、高齢の方の日常生活での困りごとなどを、地域で支援する体制作りを行いました。	■ 墓地の設置等を許可するにあたっては、墓地の永続性及び非営利性の観点から、適正に審査を行います。 ■ 本市に適した墓地のあり方について、様々な視点から調査・研究を継続していきます。 ■ 超高齢社会における火葬需要の増加に適切に対処するため、組織市および斎場組合事務局と協議を継続していきます。 ■ 未設置の地域の協議体の立上げ支援や、既設置協議体の運営支援を行い、市内全域の協議体設置に努めます。
戦争被害者や災害の被災者などへの福祉を増進する	■ 遺族会及び戦争被害者団体に対して、円滑な推進を図るため運営費の助成を行いました。 ■ 国から交付される特別弔慰金（国債）において、対象者からの申請を受け付け、交付された国債を引き渡しました。	■ 団体会員の高齢化により、活動が減少傾向にありますますが、引き続き自主的な活動を継続するために必要な支援を行っていきます。